

「ハラスメントをめぐる法律」と職場における実務対応

本年6月1日よりハラスメント防止対策が強化されていますが、労働者の尊厳や人格を傷つけるハラスメントを放置すれば、就業環境が悪化するばかりでなく、労働者が仕事の意欲・自信を失い心身の健康や生命の問題へと発展する場合もあり、企業の法的責任も問われることとなります。

今回はハラスメントをめぐる法律と実務対応を、判例も踏まえて解説していただきます。ぜひ受講していただきますようお願いいたします。

【日 時】 令和2年8月7日（金） 13:30～16:30

【会 場】 とりぎん文化会館 第4会議室

鳥取市尚徳町 101-5 Tel. 0857-21-8700

【講 師】 弁護士 とよおか ひろと 豊岡 啓人 氏 石寄・山中総合法律事務所

〔略歴〕 2014年 東京大学法学部卒業
2016年 東京大学法科大学院修了、司法試験合格
2017年 司法修習終了（第70期）、弁護士登録（第一東京弁護士会）
2018年 石寄・山中総合法律事務所入所

〔著作〕 「ハラスメント防止の基本と実務」（中央経済社・2020年・共著）
「同一労働同一賃金の基本と実務」（中央経済社・2020年・共著）
「懲戒処分の基本と実務」（中央経済社・2019年・共著）
「改正労働基準法の基本と実務」（中央経済社・2019年・共著）

講座内容

第1章 ハラスメント対応総論

- 1, 法律上のハラスメント防止措置義務とは
- 2, 「ハラスメント」概念の整理
- 3, 防止措置義務の具体的内容（規程・相談窓口・教育・処分等）
- 4, 違反時の影響を踏まえた対応の在り方

第2章 セクシュアルハラスメント

- 1, セクハラ防止措置の規定（男女雇用機会均等法）
- 2, セクハラ防止規程のモデル（セクハラの定義等）
- 3, セクハラの原因論を踏まえた対策

第3章 マタニティーハラスメント等

- 1, マタハラ等防止措置の規定（男女雇用機会均等法・育児介護休業法）
- 2, マタハラ等防止規程のモデル（マタハラ等の定義等）
- 3, マタハラ等の原因論を踏まえた対策

第4章 パワーハラスメント

- 1, パワハラ防止措置の法制化（労働施策総合推進法）
- 2, パワハラ防止規程のモデル（パワハラ等の定義等）
- 3, パワハラの原因論を踏まえた対策

【定 員】 20名

【受講料】 1人当たり 経協会員 8,800円 (消費税含む)
経協会員外 13,200円 (消費税含む)

【申込方法】 ○下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリにてお申込み下さい。
○受講料は、『受講申込み受付のお知らせ(振込先金融機関を記載したもの)』をファクシミリにてお送りしますので、到着後お振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書をもって領収書とさせていただきます。(恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。)
○セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料を頂きますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 **令和2年7月31日(金)**

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会
〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F
TEL. 0857-22-8424
FAX. 0857-24-4174
URL <http://www.torikeikyo.or.jp>

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(一社)鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

8/7開催 労働法セミナー受講申込書

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所在地

FAX

申込担当者(氏名)

(所属部署・役職名)

No.	受講者氏名	所属部署・役職名
1		
2		
3		

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。